

フロリダ州の監護法

1. 親権・監護権に関する規定の所在

フロリダ州のいわゆる「家族法」は、「TITLE 43 DOMESTIC RELATIONS」に規定される。「TITLE 43」は、「Ch. 741 MARRIAGE; DOMESTIC VIOLENCE」、「Ch. 742 DETERMINATION OF PARENTAGE」、「Ch. 743 DISABILITY OF NONAGE OF MINORS REMOVED」、「Ch. 744 GUARDIANSHIP」、「Ch. 747 CONSERVATORSHIP」、「Ch. 751 TEMPORARY CUSTODY OF MINOR CHILDREN BY EXTENDED FAMILY」、「Ch. 752 GRANDPARENTAL VISITATION RIGHTS」、「Ch. 753 SUPERVISED VISITATION」から成るが、わが国でいうところの親権・監護権に関する直接的な規定は見当たらない。なお、「Ch. 744 GUARDIANSHIP」で、後見人 (guardian) は、「被後見人の身体 (person) もしくは財産、または、その双方のために行動するべく、裁判所によって任命された者」と定義され (ch. 744.102(9))、「両親は、共同して、彼ら自身の未成年 (原則として、18歳未満) の子および未成年の養子の「生まれながらの後見人」 (natural guardian) である」と規定されている (ch. 744.301) (なお、本文中の「子」は「未成年の子」を意味するものとする)。

一方、両親の離婚後の問題は、「TITLE 6 CIVIL PRACTICE AND PROCEDURE Ch. 61 DISSOLUTION OF MARRIAGE; SUPPORT; TIME-SHARING」が扱う。わが国でいうところの監護 (権) ・面会交流 (権) は、フロリダ州では、「タイム・シェアリング」 (time sharing) と称されている。

子に関する一般的な手続きは、「TITLE 5 JUDICIAL BRANCH ch. 39 PROCEEDINGS RELATING TO CHILDREN」に規定され、ここでは、児童虐待の報告 (Part2 REPORTING CHILD ABUSE)、ドメスティック・バイオレンス (Part12 DOMESTIC VIOLENCE)、親の権利の停止 (Part 10 TERMINATION OF PARENTAL RIGHTS) などに関する手続きが規定されている。

2. 親権・監護権概念およびその内容-親子関係についてのポリシー

前述のように、親権・監護権に関する直接的な規定が見当たらないため、離婚後の問題について概観する。

(1) 共同の親責任法

フロリダ州では、1982年に、「共同の親責任法」 (Shared Parental Responsibility Act) が制定された。「共同の親責任法」制定以前の婚姻の解消手続きでは、裁判所は、通常、未成年の子の監護権を一方の親に付与していた。監護権を与付された親-監護親 (custodial parent) は、子と同居 (physical possession) し、子の世話 (care)、ライフスタイル、住所、懲戒および行動に関するあらゆる決定をなす権限を有することになる。何らかの例外的な事情がない限り、監護親は、子の教育、宗教教育、健康管理およびその他の日常生活に関して決定をなす権限も有する。一方、多くのケースでは、子と同居しない他方の親-非監護親 (noncustodial parent) には、これらの決定に参加する権限が付与されなかった。

これに対して、「共同の親責任法」のもとでは、裁判所が「共同の親責任」 (shared parental responsibility) が子にとって有害であると判断しない限り、両親共に、彼らの子の世話、保護 (custody) および管理 (control) に関して「共同の親責任」を有する。

「共同の親責任法」は、2008年に改正され、婚姻中および婚姻解消後の両親間の監護紛争同様に、未婚の両親間 (いわゆる非嫡出子の両親間) での監護紛争も対象とした。また、この改正により、「Ch. 61 DISSOLUTION OF MARRIAGE; SUPPORT; TIME-SHARING Part1:GENERAL PROVISIONS」および「Ch. 742 DETERMINATION OF PARENTAGE」から、「監護 (権)」 (custody) および「面会交流 (権)」

(visitation) という概念が排除され、その代わりに、より中立的な概念・用語として「タイム・シェアリング」が使用されている。加えて、「監護親」、「主たる同居親」 (primary residential parent)、「非監護親」という用語も削除され、「親」、「両親」、「タイム・シェアリング (を有) する親」などの表現に置き換えられている。

現行法は、「共同の親責任」を有する両親の区別を強調しないが、伝統的な監護・訪問モデルにもとづいた「共同の親責任」の取り決めを選択することも認められている。

(2) 養育計画およびタイム・シェアリング・スケジュール

現行法のもとでは、全てのケースで、両親の子に関する権利義務を決定する (govern) ために、書面による「養育計画」 (parenting plan) の作成が要求される (ch. 61.046(14), ch. 61.13)。「養育計画」は、両親によって作成され、合意され、裁判所によって承認されなければならない、両親が合意できない、または、裁判所が両親が合意した計画を承認しない場合には、裁判所によって作成されなければならない (ch. 61.046(14)(a))。なお、「養育計画」には、親と子との「タイム・シェアリング・スケジュール」 (time-sharing schedule) が含まれていなければならない (ch. 61.046(14))。「タイム・シェアリング・スケジ

ュール」とは、子が両親と過ごす時間を明確にする計画表のことであり、両親によって作成され、合意され、裁判所によって承認されなければならない、両親が合意できない、または、裁判所が両親が合意した計画を承認しない場合には、裁判所によって作成されなければならない (ch. 61.046(23))。

前述の通り、現行法のもとでは、「共同の親責任」が原則であり、両親の別居後または婚姻解消後に、未成年の子が両親と頻繁かつ継続的に接触し、両親に子の養育の権利義務および喜びを分担することを奨励することが、フロリダ州のポリシーである (ch. 61.13(2)(c)1)。

3. 離婚後の親権の帰属・行使-共同の親責任・単独の親責任

「共同の親責任」が原則であるが (ch. 61.13(2)(c)2)、「共同の親責任」が子にとって有害であり、「単独の親責任」が子の最善の利益である場合には、裁判所は、「単独の親責任」を命じなければならない (ch. 61.13(2)(c)2c)。

4. 親権・監護権の変更-養育計画の変更

「養育計画」は、「タイム・シェアリング・スケジュール」を含めて、子の最善の利益を最優先に考慮して作成されなければならない、重大かつ予測できない事情の変更の証明および「養育計画」の変更が子の最善に利益であることの決定なしには、変更されない (ch. 61.13(3))。

5. 転居-移転

「移転」とは、親またはその他の者 (other person) が、子をともなって、主たる住所の位置を変更することを意味する (ch. 61.13001(1)(e))。一定の権限を有する両親およびすべてのその他の者が、一定の要件を満たした書面による合意 (書) に署名することで、「移転」が可能となる (ch. 61.1103(2))。このような合意がない場合でも、「移転」を求める当事者は、「移転の申立て」をすることができる (ch. 61.1103(3))。

TITLE 1 CONSTRUCTION OF STATUTES

第1編 制定法の構成

CHAPTER 1 DEFINITIONS

第1章 定義

「未成年者」の定義	1.01 条 定義 (13)「未成年者」(minor)という用語は、18歳に達していない者を包括する。
-----------	--

TITLE 6 CIVIL PRACTICE AND PROCEDURE

第6編 民事訴訟手続き

CHAPTER 61 DISSOLUTION OF MARRIAGE; SUPPORT; TIME-SHARING

第61章 婚姻の解消、扶養、タイム・シェアリング

PART 1 GENERAL PROVISIONS

第1部 一般規定

61.046 条 「養育計画」の定義	61.046 条 定義 (14)「養育計画」(parenting plan)とは、未成年の子に関してなされなければならない決定に関連して、両親の関係を決定するために作成される書類を意味する。「養育計画」は、親と子のタイム・シェアリング・スケジュールを含まなければならない。未成年の子に関する問題には、子の教育、健康管理、ならびに、身体的 (physical)、社会的および心理的幸福 (well-being) が含まれるが、これらに限定されるものではない。計画を作成するには、両親のこれまでの関係、ドメスティック・バイオレンスおよびその他の要素を含めた、両親のあらゆる事情を考慮しなければならない。
養育計画の作成および承認	(a)養育計画は、 1. 両親が作成し、同意し、裁判所がこれを承認しなければならない。または、 2. 両親が計画に同意できない場合、もしくは、裁判所が承認しない計画に同意する場合は、裁判所が依頼した養育計画勧告 (court-ordered parenting plan recommendation) を使用して、もしくは、使用しないで、裁判所が作成しなければならない。 (b)本章のもとで作成される養育計画は、The Uniform Child Custody Jurisdiction and Enforcement Act、本章第2部、The International Child Abduction Remedies Act, 42 U.S.C. ss. 11601 et seq.、The Parental Kidnapping Prevention Act、および、The Convention on the Civil Aspects of International Child Abduction enacted at the Hague on October 25, 1980. を含む、全ての管轄権の問題 (jurisdictional issues) に言及しなければならない。 (c)The Uniform Child Custody Jurisdiction and Enforcement Act、本章第2部について、第1部のもとでの養育計画を組み込んだ判決または命令は、本章第2部のもとでは子の監護決定である。 (d)The International Child Abduction Remedies Act, 42 U.S.C. ss. 11601 et seq.、および、The Convention on the Civil Aspects of International Child Abduction, enacted at the Hague on October 25, 1980 について、監護権および接触権 (rights of access) は、第一部のもとでの養育計画に従って決定される。
「養育計画勧告」の定義	(15)「養育計画勧告」(parenting plan recommendation)とは、裁判所が任命した精神衛生の専門家、または、61.20 条、61.401 条もしくはフロリダ州家族法手続規則 12.363 条に従って任命されたその他の専門家によって作成された、養育計画の一つ以上の要素に関連する、拘束力のない勧告を意味する。
「共同の親責任」の定義	(17)「共同の親責任」(shared parental responsibility)とは、両親が彼らの子に関する完全な親の権利および義務を保有し、子の福祉に影響を及ぼす重要な決定は共同でなされるように双方が協議するという、裁判所が命じた関係を意味する。
「単独の親責任」の定義	(18)「単独の親責任」(sole parental responsibility)とは、一方の親が未成年の子に関する決定をなすという、裁判所が命じた関係を意味する。

「タイム・シェアリング・スケジュール」の定義	<p>(23)「タイム・シェアリング・スケジュール」(time-sharing schedule)とは、宿泊や休日を含め、未成年の子が各親と過ごす時間を明確にする、養育計画に含まれなければならない計画表を意味する。タイム・シェアリング・スケジュールは、</p> <p>(a)未成年の子の両親が作成し、同意し、裁判所がこれを承認しなければならない。または、</p> <p>(b)両親が同意できない場合、もしくは、彼らが同意した計画が裁判所によって承認されない場合は、裁判所が作成しなければならない。</p>
61.13条 養育計画の承認等に関する裁判所の権限	<p>61.13条 子の扶養、養育およびタイム・シェアリング、裁判所の権限</p> <p>(2)(a)裁判所による養育計画の承認、作成または変更を回避するために裁判所の管轄から子を移動させる(removing)ということの主たる目的として、子が本州から連れ去られた(removed)と裁判所が判断した場合には、本章のもとでの手続きを開始する際に子が本州に不在であっても、裁判所は、養育計画を承認、付与、または変更することができる。</p>
養育計画の内容	<p>(b)裁判所によって承認された養育計画は、最低限、両親がどのように子の躰に関連する日々の任務を分担し、責任を負うかを詳細に記述しなければならない。たとえば、未成年の子が各親と過ごす時間を明確にするタイム・シェアリング・スケジュールの取り決め、健康管理の形態、学校の境界線の決定および登録のために利用される住所を含む学校関連の事項、およびその他の活動に責任を負う者の任命、ならびに、両親が子とコミュニケーションを取るために利用する手段や技術などである。</p>
養育計画およびタイム・シェアリング・スケジュールの分担基準(ドメスティック・バイオレンス児童虐待等の扱い)	<p>(c)裁判所は、子の最善の利益および The Uniform Child Custody Jurisdiction and Enforcement Act に従って、当事者の各未成年の子の養育およびタイム・シェアリングに関するあらゆる事項を決定しなければならない。ただし、養育計画およびタイム・シェアリング・スケジュールの変更が、重大かつ予測できない事情の変更の証明を要求する場合はこの限りでない。</p> <p>1. 両親の別居後または婚姻解消後に、各未成年の子が両親と頻繁かつ継続的に接触し、両親に子の養育の権利義務および喜びを分担することを奨励することが、本州の政策である。子の父もしくは母であること、または、子の養育計画を作成もしくは変更する際の具体的な(specific)タイム・シェアリング・スケジュールは、有利なもしくは不利な推定を受けない。</p> <p>2. 裁判所は、未成年の子の親責任は、裁判所が共同の親責任が子にとって有害であると判断する場合を除いて、両親に分担されることを命じなければならない。親が、741.28条(ドメスティック・バイオレンスの定義)および第775章(「犯罪」に関する章)で定義されるような、または、39.806条1項d号(親の権利の停止原因)の規準に合致するような、ドメスティック・バイオレンスを含む第一級の軽罪またはそれ以上で有罪を宣告されたという証拠は、子にとって有害であることの反証可能な推定則(rebuttable presumption)を創設する。有罪を宣告された親が裁判所によって当該推定則が存在することを勧告された後に、当該推定則が反証されない場合、子とのタイム・シェアリングおよび子に関してなされる決定を含む共同の親責任は、有罪を宣告された親に付与されない。しかし、有罪を宣告された親は、経済上の扶養を提供する義務を免除されない。裁判所が、共同の親責任が子にとって有害であると決定した場合、裁判所は、単独の親責任を命じ、さらなる被害から子または虐待された配偶者を最善に保護するために、養育計画において明確にされるタイム・シェアリングの取り決めをすることができる。ドメスティック・バイオレンスもしくは児童虐待の有罪判決、または、ドメスティック・バイオレンスから保護するための差止命令があろうとなかろうと、裁判所は、子にとって有害であることの証拠として、ドメスティック・バイオレンスまたは児童虐待の証拠を考慮しなければならない。</p> <p>a. 共同の親責任を命じる際、裁判所は、両親の明示の要望を考慮し、子の福祉の特定の側面に関する基本的な責任を一方の親に付与することができる。また、子の最善の利益にもとづいて、当事者間にそれらの責任を分配することもできる。責任の範囲には、教育、健康管理、および、裁判所が当該家族にとって特有であると判断するその他の責任が含まれる。</p> <p>b. 裁判所は、単独の親責任が未成年の子の最善の利益である場合には、一方の親に未成年の子に対する単独の親責任を命じなければならない。その際、もう一方の親と</p>

<p>親責任の確立または変更、養育計画の作成、承認または変更の際に考慮すべき事項 ((a) から (t) まで、15 項目が例示されている)</p>	<p>のタイム・シェアリングは、否定されない。</p> <p>3. 医療記録、歯科医療記録および学校の記録など、未成年の子に関する記録および情報へのアクセスは、どちらの親にも否定されない。このサブパラグラフのもとでの全ての権限は、どちらの親にも適用される。ただし、裁判所の命令が、ドメスティック・バイオレンス差止命令に規定されるようなこれらの権限の一定の制限を含めて、これらの権限を明確に撤回している場合はこの限りでない。このサブパラグラフのもとでの権限を有する親は、医療、歯科医療および教育の提供者と直接に (in-person) コミュニケーションをとる権限を含めて、子のもう一方の親に利用できるのと同等の、接触の形態、内容および方法に関して依頼する権限を有する。</p> <p>(d) どちらか一方の親と子が居住するカウンティの第一審裁判所、または、養育計画を承認もしくは作成する最初の (original) 命令がなされた第一審裁判所は、養育計画を変更することができる。裁判所は、47.122 条に従って、裁判地 (venue) を変更することができる。</p> <p>(3) 親責任を確立または変更し、未成年の子との各親の関係および未成年の子に関する各親間の関係を決定するタイム・シェアリング・スケジュールを含めて、養育計画を作成、承認または変更するには、子の最善の利益が第一に考慮されなければならない。親責任、養育計画、または、タイム・シェアリング・スケジュールの決定は、重大かつ予測できない事情の変更の証明、および、変更が子の最善の利益であるという決定なしには、変更されない。子の最善の利益の決定は、当該未成年の子の福祉および利益に影響を及ぼすあらゆる要素ならびに当該家族の事情を評価することによってなされなければならない。</p>
<p>61.13001 条</p> <p>「子」の定義</p> <p>「その他の者」の定義</p> <p>「親」の定義</p> <p>「移転」の定義</p> <p>合意による移転</p>	<p>61.13001 条 子をともなつての親の移転</p> <p>(1) 定義</p> <p>(a) 「子」 (child) とは、The Uniform Child Custody Jurisdiction and Enforcement Act に従って、州裁判所の管轄権のもとにある者、または、州法のもとで規定される、タイム・シェアリング、在宅での世話 (residential care)、血縁関係もしくは保護 (custody) に対する何らかの権利を、親もしくはその他の者に付与する命令に服している者を意味する。</p> <p>(c) 「その他の者」 (other person) とは、親ではないが、裁判所の命令に従って子が同居する者、または、子と接触、タイム・シェアリングもしくは面会交流する権利を有する者を意味する。</p> <p>(d) 「親」 (parent) とは、裁判所の執行に従い、裁判所の命令もしくは明示の書面による合意によってそのように任命された者、または、子に接触もしくはタイム・シェアリングする権限を有する、出生証明書に親として表示された者を意味する。</p> <p>(e) 「移転」 (relocation) とは、タイム・シェアリングを作成もしくは変更する最終の命令の時点で、または、タイム・シェアリングを作成もしくは変更するための係属中の訴訟を提起した時点での、親もしくはその他の者の主たる住所地からの、彼らの主たる住所の位置の変更を意味する。位置の変更は、その住所から少なくとも 50 マイルでなければならず、休暇、教育、または、子の健康管理のための、主たる住所からの一時的な不在を含まずに、少なくとも 60 日間連続するものでなければならない。</p> <p>(2) 合意による移転</p> <p>(a) 子との接触またはタイム・シェアリングの権限を有する両親および全てのその他の者が子の移転に同意した場合、彼らは、書面による合意 (書) に署名することで、このセクションの要件を満たすことができる。</p> <p>書面による合意 (書) は、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 移転に対する同意を示す。 2. 接触またはタイム・シェアの権限を有する移転しない親およびその他の者のために、接触またはタイム・シェアリングを定める。 3. 必要であれば、接触またはタイム・シェアリングに関する移送の取り決め (transportation arrangement) を記述する。 <p>(b) 子の住所またはタイム・シェアリング・スケジュールに関する訴訟原因 (cause of action)、判決 (judgment)、訴訟記録 (decree of record) がある場合、合意 (書)</p>

<p>移転の申立て</p> <p>((a)から(e)まで、5項目が規定されている)</p>	<p>が裁判所に提出された日から10日以内に、一人以上の当事者によって、書面で、審理 (hearing) が要求されない限り、証拠審理 (evidentiary hearing) の必要なく、当事者は、裁判所による合意 (書) の追認を求めなければならない。</p> <p>(3) 移転の申立て (petition)</p> <p>サブセクション(2)に記述されるような合意がある場合を除いて、移転を求める親またはその他の者は、移転の申立てをなし、それをもう一方の親および子との接触またはタイム・シェアリングの権限を有する全てのその他の者に送達しなければならない。訴答 (pleading) は、このセクションに従わなければならない。</p>
<p>暫定的命令</p>	<p>(6) 暫定的命令 (temporary order)</p> <p>(a) 裁判所は、子の移転を制限する暫定的命令を付与することができ、移転が前もって行われた場合には、子の帰宅を命じることができる。また、裁判所が、以下のように判断した場合には、他の適切な救済手段 (remedial relief) を命じることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 移転の申立てがサブセクション(3)を満たしていない、 2. 子が当事者の書面による合意 (書) または裁判所の承認なしに移転された、または、 3. 予備審理 (preliminary hearing) で提出された証拠を検討した結果、最終の審理 (final hearing) で、裁判所が子の移転を承認しない可能性がある。 <p>(b) 裁判所が、以下のように判断した場合は、裁判所は、最終の審理の係属中に、子の移転を許可する暫定的命令を付与することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 移転の申立てが、適切に提出され、さもなければ、サブセクション(3)に従っている、かつ、 2. 予備審理 (preliminary hearing) で提出された証拠を検討した結果、最終の審理 (final hearing) で、裁判所が子の移転を承認する可能性があり、その認定が、終局判決 (final judgment) において、移転の承認を支持するのに必要な程度の実事にもとづく根拠によって支持されなければならない。 <p>(c) 終局判決が言い渡される前に、裁判所が、当事者が子の移転または移動を求めること認める暫定的命令を下した場合、裁判所は、最終の決定 (final decision) の際、一つの要素として、暫定的移転に重きを置いてはならない。</p> <p>(d) 子の暫定的移転が承認された場合、裁判所は、子を移転する者に、裁判所が命じた子との接触 (contact) が移転する当事者によって阻止または妨害されないように、金銭またはその他の方法で、合理的な担保 (security) および保証 (guarantee) を提供するように要求することができる。</p>

TITLE 6 CIVIL PRACTICE AND PROCEDURE
第6編 民事訴訟手続き
CHAPTER 61 DISSOLUTION OF MARRIAGE; SUPPORT; TIME-SHARING
第61章 婚姻の解消、扶養、タイム・シェアリング
PART 2 UNIFORM CHILD CUSTODY JURISDICTION AND ENFORCEMENT ACT
第2部 統一子の監護の管轄権・執行法

<p>61.502 条 第2部の目的</p>	<p>61.502 第2部の目的</p> <p>第2部の一般的な目的は、以下の通りである。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 子の福祉に悪影響を及ぼす州から州への子の移動 (shifting) に帰着する、子の監護 (custody) の事件における管轄権の争いおよび他州の裁判所との抵触を回避すること。 (2) 子の利益にもとづいた最善の決定をなしうる州で、子の監護の判決が下されるように、他州の裁判所との協力を促進すること。 (3) 子の監護に関する継続的な争訟の原因となる州際システム (interstate system) の
----------------------------	--

	<p>利用を阻止すること</p> <p>(4)略取・誘拐を阻止すること。</p> <p>(5)本州において、他州の監護の決定を再審理することを回避すること。</p> <p>(6)他州の監護の判決の執行を容易にすること。</p> <p>(7)同一の子に関して、本州の裁判所と他州の裁判所との間で、情報の交換および相互援助の方法を促進し発展させること。</p> <p>(8)各州の間で、第2部の課題 (subject) に関して、法を統一すること。</p>
61.503 条 「子」の定義	61.503 定義 (2)「子」 (child) とは、18歳未満の者を意味する。
「子の監護決定」の定義	(3)「子の監護決定」 (child custody determination) とは、子に関する法的監護 (権) (legal custody)、身上監護 (権) (physical custody)、在宅での世話 (residential care) または面会交流 (visitation) を規定する、裁判所の判決 (judgment)、決定 (decree) またはその他の命令 (order) を意味する。「子の監護決定」には、永続的 (permanent)、暫定的 (temporary)、最初の (initial)、および変更の命令が含まれる。「子の監護決定」には、子の扶養に関する命令または個人のその他の金銭的義務は含まれない。
「子の監護手続き」の定義	(4)「子の監護手続き」 (child custody proceeding) とは、子に関する法的監護、身上監護、在宅での世話または面会交流が争点である手続きを意味する。「子の監護手続き」には、当該争点に関連する、離婚、別居、遺棄、虐待、被扶養状態 (dependency)、後見、父性 (paternity)、親の権利の終了 (termination of parental rights) およびドメスティック・バイオレンスからの保護の手続きが含まれる。「子の監護手続き」には、少年非行、契約上の能力付与 (contractual emancipation)、61.524 条乃至 61.540 条のもとでの執行に関連する手続きは含まれない。
「最初の決定」の定義	(8)「最初の決定」 (initial determination) とは、当該子に関する最初の子の監護決定を意味する。
「変更」の定義	(11)「変更」 (modification) とは、それが以前に決定をなした裁判所によってなされるかどうかにかかわらず、同一の子に関して、変更 (change)、置き換え (replace)、破棄 (supersede) または、別の方法で、以前の決定の後になされる子の監護決定を意味する。
「人」の定義	(12)「人」 (person) とは、個人 (individual)、企業 (corporation)、事業信託 (business trust)、財産 (権) (estate)、信託 (trust)、組合 (partnership)、有限会社 (imited liability company)、協会 (association)、合弁事業 (joint venture) または政府 (政府の下位区分 (governmental subdivision)、機関 (agency)、補助部門 (instrumentality) もしくは公法人 (public corporation) もしくは法主体・商業実体 (legal or commercial entity)) を意味する。
「親として行動する者」の定義	(13)「親として行動する者」 (person acting as a parent) とは、親以外の以下の者である。 (a)子の身上監護 (権) (physical custody) を有する者、または、子の監護手続きの開始直前の1年以内に、一時的な不在も含めて、6箇月間連続して、身上監護 (権) を有した者。 (b)裁判所によって子の監護決定を与えられた者、または、本州の法律のもとで、子の監護決定に対する権利を主張する者。

「身上監護」の定義	(14)「身上監護」(physical custody)とは、子の身体的な世話(physical care)および監督(supervision)を意味する。
61.506条 第2部の国際的な適用	<p>61.506 第2部の国際的な適用</p> <p>(1)本州の裁判所は、61.501条乃至61.523条の適用にあたっては、外国が、合衆国の一州であるかのように、扱わなければならない。</p> <p>(2)サブセクション(3)で規定される場合を除き、第2部の管轄権の基準(jurisdictional standards)と実質的に一致する実際の事情(factual circumstances)にもとづき、外国でなされた子の監護決定は、61.524条乃至61.540条のもとで、承認され、執行されなければならない。</p> <p>(3)本州の裁判所は、外国の子の監護法が人権の基本的原則を侵害する場合には、第2部を適用する義務を負わない。</p>
61.507条 子の監護決定の効果	<p>61.507 子の監護決定の効果</p> <p>第2部のもとで、管轄権を有する本州の裁判所によってなされた子の監護決定は、本州の法律に従って送達(serve)された、もしくは、61.509条に従って通知(notice)された全ての者、または、裁判所の管轄権に服する全ての者、および、審理される機会を付与された全ての者を拘束する。</p> <p>それらの者に関しては、決定は、決定が変更される範囲を除いて、全ての決定された法および事実の問題に関して、確定的である。</p>
61.536条 承認および執行	<p>61.536 承認および執行</p> <p>命令が、61.514条乃至61.523条のもとで、管轄権を有する裁判所によって取り消される(vacated)、停止される(stayed)、または、変更される場合を除いて、本州の裁判所は、他州によって下された、第2部に矛盾しない、他州の裁判所によって子の監護決定を執行する命令に十分な信頼と信用を与えなければならない。</p>

TITLE 43 DOMESTIC RELATIONS
第43編 家族関係
CHAPTER 744 GUARDIANSHIP
第744章 後見
PART 3 TYPES OF GUARDIANSHIP
第3部 後見の種類

744.301条 生まれながらの後見人	<p>744.301 生まれながらの後見人</p> <p>(1)両親は、共同で、彼ら自身の未成年の子および未成年の養子の生まれながらの後見人(natural guardian)である。一方の親が死亡した場合、生存する親は、再婚しても、単独の生まれながらの後見人(sole natural guardian)である。両親の婚姻が解消された場合、生まれながらの後見(natural guardianship)は、単独の親責任が付与された親に帰属し、両親に共同の親責任が付与された場合には、両親が生まれながらの後見人であり続ける。婚姻が解消され、両親のどちらにも子に対する親責任が付与されない場合は、どちらも子の生まれながらの後見人ではなくなる。非嫡出子(child born out of wedlock)の母は、子の生まれながらの後見人であり、裁判所による別段の命令がない限り、子の主たる在宅での世話(primary residential care)および保護(custody)の権限を有する。</p>
------------------------	---